

福岡県地域少子化対策重点推進事業（国の平成30年度当初予算分）実施計画書（市町村分）個票

市町村名 川崎町
 本事業の担当部局名 企画情報課

事業メニュー	結婚新生活支援
区分	結婚新生活支援
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援
個別事業名	川崎町結婚新生活支援事業
実施期間	交付決定日 ～ 平成31年3月31日
所要見込額	2,400千円 補助率： 1/2 （交付金所要額： 1,200千円）
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	川崎町総合戦略においては、川崎町における若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを基本的な目標とし、「魅力ある教育環境の構築」と「若い世代における生活支援の強化」を基本戦略としている。また、施策の内容として ①結婚に向けた環境整備 ②子育て環境の整備の取組を行うこととしている。 本事業については、上記取組の①に位置づけられる。
個別事業の内容	（個別事業の内容） 1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 川崎町結婚新生活支援事業 所要見込額 2,400千円 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援を行う。 【積算根拠】 98件（平成28年度町内婚姻件数）× 60.5%（平成28年度国民生活基礎調査における所得340万円未満の世帯割合）＝ 約59件 ※ただし、予算の制約上、8件の支給世帯を見込む。 8件（支給見込世帯数）× 30万円（補助上限額）× 1/2（補助率）＝1,200千円 2 引越費用に係る支援 川崎町結婚新生活支援事業 所要見込額 2,400千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越しに係る経費（引越し業者又は運送業者に対し支払うものに限る。）に対する支援を行う。 ※前年度の事業状況をふまえてより効果が高まるよう、不動産・引越業者・結婚応援団体等に対し協力等を
	・個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標 ・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合：100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート（婚姻届提出時）における「本事業の認知度」：75% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート（補助金申請時）における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」：75%
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 県が実施する「縁結びネットワーク」の研修会・交流会に参加し、他の実施自治体や事業との情報交換によりノウハウを学び、本事業に活用・反映していく。また、県の「にこにこ家族づくりポータルサイト」等を活用し連携して広報を行う。
	・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 今年度は新たに不動産・引越業者・結婚応援団体等に対し、チラシ配架等についてご協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※優良事例の横展開支援を実施する場合、記載してください。 （関係部局等） （配慮すること）

・委託契約の有無及び契約方式	※優良事例の横展開支援を実施する場合、記載してください。 ☐ 有（以下の①～③から該当するものを選択してください） ☐ 無 ☐ ①企画提案方式（プロポーザル方式、コンペ方式等） ☐ ②競争入札方式 ☐ ③随意契約〔事業の内容：] （①を除く）〔随契の理由：]
・システム等導入に係る管財部局の確認	※優良事例の横展開支援を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無： ☐ 有（取組名：) ☐ 無 ☐ 有の場合の担当部局：

（注）

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。併せて、「うち交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額（千位未満切り捨て）を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分（①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業）ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載する。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、毎年、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 （過去に設定したKPIも別紙に記載すること。）
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関連部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること（優良事例の横展開支援事業を実施する場合）。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること（優良事例の横展開支援事業を実施する場合）。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること（優良事例の横展開支援事業を実施する場合）。